

はなみずきアスリートラボ鍼灸接骨院会員会則

第一章 総則

第1条(名称)

当クラブは、はなみずきアスリートラボ(以下当クラブという)と称します。

第2条(運営および管理)

当クラブの施設は、株式会社パワーアシスト(以下会社という)が運営および管理にあたります。

第3条(目的)

当クラブは、会員の健康増進、競技復帰サポート、競技力向上に貢献することを目的とします。

第二章 会員

第4条(会員制)

1) 当クラブは、会員制とします。

2) 会員による当クラブの利用範囲、条件および施設運営システムについては別に定めます。

3) 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

4) 当クラブは、会員の種類を設定、変更または会員自体を廃止することがあります。

第5条(入会資格)

当クラブに入会できる方は、当クラブの趣旨に賛同し当会則を承認した方となります。

尚、当クラブは自由な裁量によって、入会の申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。当クラブの入会資格は、以下の条件を全て満たすこととします。

1) 当会則およびその他諸規則を遵守する方。

2) 医師等から運動を禁止されておらず、当クラブの利用に支障がないと申告された方。(健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。尚、内科的疾患のある方は医師の診断書が必要となる場合があります。)

3) 妊娠されていない方。妊婦を対象としたクラスは別で設けることとします。

4) 暴力団関係者でない方、薬物常用でない方。

5) 刺青等をされていない方。但し、第三章25条3に定める特例に該当する方は認められます。

6) 当クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方。

7) 過去に当クラブより当会則に基づいた契約を解約されていない方。

第6条(入会手続)

当クラブに入会を希望する者は、当会則を承認のうえ所定の入会手続を行い、当クラブの承認を得た上で規定の入会登録料・会費を納入して会員の資格を得た方を当クラブの会員とします。

但し、以下のクラス等は入会の制限があります。

1) 小学校低学年運動教室は小学校3年生までとします。

2) 幼児運動教室は満3歳から就学前までとします。

3) イカロスの利用は身長140cm以下、200cm以上、体重110kg以上、心臓の悪い方、酒気を帯びた方、体調の悪い方、乗り物酔いしやすい方、妊娠中及び妊娠の可能性のある方、自立歩行ができない方はご利用できません。

4) ボルダリングの利用は小学校4年生以上とします。ただし、指導者や保護者が同伴の場合についてはこの限りではありません。

5) 体操教室会員は40歳以上で主に筋力や体力にあまり自信のない方を対象とします。

6) 特別に設けられた入会キャンペーン時に入会された場合は、3か月間は退会することができません。

7) 家族割引の適用は同一住所の者とします。

第7条(未成年者の取扱い)

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は当会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条(メンバーズカード)

1) 会社は会員に、メンバーズカードを発行します。

2) 会員が、当クラブの諸施設を利用する際は、メンバーズカードを持参し所定の手続きをするものとします。尚、メンバーズカードをお忘れになられた場合、入館の際は受付までお声掛け下さい。

3) 会員はメンバーズカードを第三者に貸与することはできません。貸与した場合は当クラブは、その会員を除名することができます。

4) 会員はメンバーズカードが紛失・破損した場合、速やかにフロントに届け出をし、直ちに所定の手続きを行い再発行を会社に申請するものとします。

5) メンバーズカードの再発行手数料は会員負担となり、発行手数料として1,000円(税別)を当クラブに支払うものとします。

6) 会員は、会員資格を喪失したときは、すみやかにメンバーズカードを返還しなければなりません。

第9条(入会登録料・会費等)

1) 入会登録料・諸会費・諸料金等の金額および支払時期・支払方法は、会社がこれを定めます。

2) 一旦納入した入会登録料、または購入したチケット料金の返還は致しません。

3) 会社は、当クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。

第10条(退会)

1) 会員が当クラブを退会する際は、退会届を毎月10日までに、メンバーズカードを添付し、提出のうえ、所定の手続きを完了しなければなりません。

2) 会員の都合等で、会費が3か月以上滞納した場合は、退会の扱いとさせていただきます。

3) 滞納がある際は完納いただきます。

第11条(会員の除名) 会員が下記に該当する場合は、会社は該当する会員を除名することができます。

1) 入会の際に会社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

2) 会費や諸費用を滞納し、会社からの督促に応じないとき。

3) 当クラブの会則やその他当クラブの定める規則に違反したとき。

4) 当クラブまたは会社の名誉や信用を傷つけたり、秩序を乱したりしたとき。

5) 危険な行為や他の会員に対する迷惑行為があったとき。

6) 当クラブの合理的な指示や指導に従わないとき。

7) その他当クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。

第12条(解約)

会社が会員を当クラブ会員として不適切であると判断した場合には、会員契約を一方的に解約することができます。

第13条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

1) 会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。

2) 会員が除名されたとき。

3) 第12条により、会員契約を解約したとき。

4) 会員が死亡したとき。

5) 経営上の重大な理由により当クラブを閉鎖したとき。

第14条(休会)

会員が当クラブを休会する場合は、休会届を前月10日までにメンバーズカードを添付し提出の上、所定の手続きを行っていただきます。なお、休会希望月の前月11日以降月末までのお申込みの場合は、休会月の会費は収納済のため、休会費は復帰後の会費に充当します。休会費は1ヶ月につき500円(税抜)とします。休会期限終了後は自動的に会費の請求が開始となります。また、滞納がある場合は完納いただきます。

第 15 条(メンバー変更)

会員が当クラブのメンバー種別を変更する場合は、変更届を変更希望月の前月10日までにメンバーズカードを添付し提出のうえ、所定の手続きを行ってください。尚、変更手数料500円(税別)を頂きます。

第 16 条(変更事項の届出)

1) 会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに会社に届け出るものとします。
2) 会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、会社は以後の責任を負いません。

第 17 条(ビジター)

当クラブは、会員が同伴または所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方(以下ビジターという)が当クラブの諸施設を使用することを認めます。尚、この場合、ビジターは身分証明の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。

第 18 条(損害賠償責任)

1) 会員が当クラブの施設を利用中に生じた盗難・紛失については、原則として会員の自己責任とし会社は責任を負いません。ビジターの場合も同様とします。
2) 会員が当クラブの施設を利用中に、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責任を負いません。ビジターの場合も同様とします。
3) 会員が当クラブの施設を利用中に、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたとき、その会員は当該損害の責任を負うものとします。ビジターの場合も同様とします。
4) 当クラブの利用に際して発生した怪我・病氣・事故等(死亡等重大事故は除く)については、会社または当クラブに故意又は過失があった場合を除き、原則として会員の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターの場合も同様とします。

第 19 条(遺失物・忘れ物・放置物)

1) 会員が当クラブの利用中に生じた紛失については、原則として会員の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。
2) 靴については履き間違いないよう会員が自己で管理していただき、万が一紛失した場合について会社は責任を負いません。
3) ロッカーの鍵については会社から貸与された鍵を紛失した場合、会員は直ちにフロントに申し出て、当該鍵の交換に要した費用を負担するものとします。
4) 忘れ物・放置物については、原則として1か月間保管した後に処分いたします。

第 20 条(その他諸規則の改定)

会社は、必要と認められた際に、当会則・細則・利用規定・その他当クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、会社は1か月前迄に施設内への掲示及び当社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第 21 条(施設の閉鎖)

当クラブは、下記のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断する時は、施設の全部または一部を閉鎖することができます。この場合、会社および当クラブは会員に対し、特別の保証を行いません。

- 1) 施設の改造または修理のとき。
- 2) 気象、災害、その他により開場が不可能となるとき。
- 3) 当クラブが企画し実施する諸活動を行うとき。
- 4) 経営上重大な理由が有るとき。

第三章 施設利用

第 22 条(諸規則の厳守)

会員は、当クラブの施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第 23 条(健康管理)

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。
会員はもれなくスポーツ安全協会に加入していただき、不測の事態に対応するものとします。

第 24 条(個人情報管理)

会社は、会社および当クラブで取り扱う個人情報を外部で使用することは一切致しません。
ただし、会社がSNSを通じた発信を行う場合は、同意を求める場合があります。
会員が当クラブでの活動をSNS等で発信する際に、他の利用者が写り込みや不適切な内容である場合は削除をお願いすることがあります。
なお、個人が発信した個人情報において肖像権などの損害賠償が発生した場合は一切責任を負いません。

第 25 条(利用の禁止)

会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、当クラブの施設利用を禁止します。

- 1) 当会則およびその他諸規則を遵守しない方。
- 2) 伝染病・その他、他人に伝染や感染する疾病を有する方。
- 3) 刺青(ファッションタトゥーを含む)をされている方。ただしプロ選手等トップアスリートにつきましては特例として、会社の責任により施設利用を承認する場合がありますのでご了承下さい。
- 4) 健康状態を害する等、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- 5) 無許可で館内を撮影すること。
- 6) 無許可で当クラブにおいて物品の売買、営業行為や勧誘をすること。
- 7) 他人に対する誹謗中傷、暴力行為や威嚇行為。
- 8) 痴漢、のぞき、露出等の法令や公序良俗に反する行為。
- 9) 施設内に落書きや造作をすること。
- 10) 動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
- 11) 刃物など危険物を館内に持ち込むこと。
- 12) 酒気をおびた状態での来館、館内での飲酒や喫煙。
- 13) 会社従業員の業務を妨げる行為。
- 14) 他人へのストーカー行為。
- 15) 他人の施設利用を妨げる行為。
- 16) 当クラブを利用するプロ選手等トップアスリートへの迷惑行為。
- 17) 入館に際し虚偽の申告をした場合。
- 18) 会員が鍼灸接骨院施術室内の医療機器等を使用すること。

第 26 条(予約)

1) 会員がグループトレーニングやパーソナルトレーニング等の予約を変更する場合、予約時間の1時間前までに行うこととする。
2) 会員自身の都合により、予約の変更およびキャンセルの連絡が同条1に定める時間外となる場合、契約回数1回を消化するものとします。また、該当予約日時より30分経過しても来店がなかった場合も同様とします。

第 27 条(休業)

当クラブは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

第 28 条

- 1) 当会則は、2019年6月1日現在のものとする。
- 2) 2020年7月1日改定する。